

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）
- 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令（国土交通四二）
- 〔告 示〕
- 平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件の一部を改正する件（総務一九〇）
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九一）
- 難民認定証明書が効力を失った件（法務二五〇）
- 登記回復に関する件（同一五二、二五二）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働一六一）

- 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（同一六三）
- 平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（同一六四）
- 保安林の指定施設要件を変更する件（農林水産九九五、一〇〇七）
- 自動車の装置の型式を指定した件（国土交通五〇一、五二三）
- 道路に関する件
- 関東地方整備局二五七
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
- （東北地方環境事務所三）
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
- （関東地方環境事務所四）
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
- （中部地方環境事務所二）
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
- （近畿地方環境事務所二）
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
- （中国四国地方環境事務所三）
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
- （九州地方環境事務所二）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（大阪府公安委五五）

内閣 九 八 五 三 二

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

型式検査の主要な実施方法及び基準の公示について（農林水産省）

### 法 務

公証人任免（法務省）

### 〔資 料〕

閣議決定等事項

### 〔公 告〕

### 諸 事 項

### 官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

厚生年金基金変更関係  
会社その他

## 省 令

### ○厚生労働省令第六十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年五月十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。  
○国土交通省令第四十二号  
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十九、第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年五月十九日

国土交通大臣 大島 章宏  
海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令  
海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等」を「当該油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項の変更(当該船舶間貨物油積替え作業手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。)

第十五条第三項第四号を同項第六号とし、第一号及び第三号を二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「油等」を「油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては、油等に改め、」に関する事項の下に、「船舶間貨物油積替え作業手引書にあつては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項」を加え、「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十八条第一号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。

二 第十八条第四号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。

第十五条第四項中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同条第五項中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改める。

第十二号の四様式中「valid on」を「applicable on」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二号の四様式の改正規定は、平成二十四年二月一日から施行する。

○総務省告示第百九十一号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

政治資金団体 異動事項 新 政治団体の名称 異動責任者の 豊原 昭二 国民改革協議会 氏名 西尾 利途 四 国民新党友の会 会計責任者の 鈴木 貴司 氏名 林 敏紀 三三、三三一

告示

○総務省告示第百九十九号 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五條の三第六項の規定に基づき、平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件(平成二十三年総務省告示第百四十一号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。 平成二十三年五月十九日 総務大臣 片山 善博

第二の二の一の(三)の(イ)の次に次のように加える。 (イ) その他特別の手続措置によつて国がその事業等の一部を負担又は補助する災害復旧事業(うに掲げるものを除く) 第二の二の一の(三)の(イ)の次に次のように加える。 (イ) その他特別の手続措置によつて国がその事業等の一部を負担又は補助する災害復旧事業(うに掲げるものを除く) 第五項第一項及び第九條第一項を加える。

第二の二の一の(三)の(イ)の次に次のように加える。 (イ) その他特別の手続措置によつて国がその事業等の一部を負担又は補助する災害復旧事業(うに掲げるものを除く) 第二の二の一の(三)の(イ)の次に次のように加える。 (イ) その他特別の手続措置によつて国がその事業等の一部を負担又は補助する災害復旧事業(うに掲げるものを除く) 第五項第一項及び第九條第一項を加える。

○法務省告示第百二十五号 次の難民認定証明書は、効力を失つたので、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の二の七第二項の規定により告示する。 平成二十三年五月十九日 法務大臣 江田 五月

○法務省告示第百五十一号 大阪府局北出張所に備えてあつた大阪市西淀川区姫里三丁目壹式九番の土地の登記簿が滅失した。 滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年五月十九日から平成二十三年八月十九日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならぬ。 平成二十三年五月十九日 法務大臣 江田 五月

○法務省告示第百五十二号 大阪府局北出張所に備えてあつた大阪市東淀川区東淡路二丁目参七番の土地の登記簿が滅失した。 滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年五月十九日から平成二十三年八月十九日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならぬ。 平成二十三年五月十九日 法務大臣 江田 五月

○厚生労働省告示第百六十二号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する地域(平成十六年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次のように改正する。 平成二十三年五月十九日 厚生労働大臣 細川 律夫

○厚生労働省告示第百六十三号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の三第四項及び第四項並びに第三十一条の三第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等(平成十九年厚生労働省告示第百三十二号)の一部を次のように改正する。 平成二十三年五月十九日 厚生労働大臣 細川 律夫

「アメリカ合衆国」を「アメリカ合衆国(ネブラスカ州、ノースカロライナ州及びミズーリ州を除く。)」に改め、「(ノッティンガムシャー州を除く。)」を削る。 第二を次のように改める。 第2条 第三項の3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、インフルエンザウイルスA風インフルエンザウイルス(血液型がH5N1又はH7N7であるものに限り)であつて、以下のいずれかの基準に適合するものとする。 1 4週前から8週間のインフルエンザに感染し、た際の死亡率が75%より低いこと 2 6週間のインフルエンザにおける致死率(感染原因性指数(TVPI))が2以下であること 3 HA蛋白の位置がこれまでに確認された強毒型のインフルエンザウイルスと類似の塩基性アミノ酸の置換配列がないこと

○厚生労働省告示第百六十四号 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省、法務省、厚生省、農林省令第一号)第百八十四條第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定める。 平成二十三年五月十九日 厚生労働大臣 細川 律夫

平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る消費生活協同組合法施行規則第百八十四條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、消費生活協同組合法施行規則(平成二十年厚生労働省告示第百三十九号)第九條第一項の規定にかかわらず、死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。

平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る消費生活協同組合法施行規則第百八十四條第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、消費生活協同組合法施行規則(平成二十年厚生労働省告示第百三十九号)第九條第一項の規定にかかわらず、死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。